北九州市監査公表第21号 令和5年11月15日

 北九州市監査委員
 中 西 満 信

 同
 廣 瀬 隆 明

 同
 村 上 幸 一

 同
 奥 村 直 樹

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方 自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 監査の種類
 財政援助団体等監査
- 2 措置を講じた団体 グリーンパーク活性化共同事業体
- 3 監査の期間令和4年11月9日から令和5年5月11日まで
- 4 監査公表の時期 令和5年7月28日(令和5年監査公表第13号)

(1) グリーンパーク活性化共同事業体

香 の 結 果 措 状 置 況

(ア) 公の施設の指定管理事務につい て

グリーンパーク活性化共同事業体が 1 事業報告書 実施した令和3年度の響灘緑地の管理 運営業務について、「響灘緑地(グリ ーンパーク) の管理運営に関する基本 協定書(以下「協定書」という。)」 に定める期日までに、事業報告書を提 出していなかった。また、事業報告書 等において誤った決算報告を行ってい た。

協定書では、市及び指定管理者は、 本協定を、互いに協力し信義に従い誠 実に履行しなければならないとしてお り、協定書に定める期日までに、業務 報告書において、料金収入の実績や自 主事業の実施状況等を、事業報告書に おいて、料金収入の実績及び管理経費 等の収支実績(収支決算書)や自主事 業の実施実績等を報告しなければなら ないとしている。また、施設を適正に 管理運営するため、「経理等事務処理 に係るモニタリング実施項目」に基づ き、本業務遂行状況を確認することと している。

適正な事務処理をされたい。

なお、今回の指摘を踏まえ、指定管 理に係る経理事務が適正に実施される よう、事務処理手順の見直し等も含め 必要な措置を講じることが望まれる

- (1)指摘に沿った是正処置
 - ・令和4年度の事業報告書は、期限 の4月末までに提出した。
- (2)制度面での恒久的処置
 - ・今後は期日厳守のため、事前に関 係者に周知し、確実に提出できる よう対応する。
 - ・確実に実施できるようITを活用 して、期日前に自動配信メールを 送信し、注意喚起を行う。
 - ・また、隔週で開催する社内会議で 直接依頼して、注意喚起する。

(3)職員への周知

・事業報告書の作成に直接的に関わ る課長級以上に、事業報告書の提 出期日を厳守するよう周知した。

2 決算報告

- (1)指摘に沿った是正処置
 - ・令和4年度の自主事業を全てまと めて管理するため、入力フォーマ ットを変更した。
- (2)制度面での恒久的処置
 - ・売上高明細は利用料金と自主事業 収入に区分し、全ての売上を管理 する様式に変更した。
 - ・銀行の入出金明細票により、収入 及び支出が適正に行われているこ